

## 【振動の規制基準】

○特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準について

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		午前 7 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から 翌日午前 7 時まで
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域		60 デシベル	55 デシベル
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域及び準住居地域		65 デシベル	55 デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域		65 デシベル	60 デシベル
工業地域		70 デシベル	65 デシベル
<p>1 工業地域のうち学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。</p> <p>2 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域に接する工業地域の当該接する境界線から当該工業地域内へ 50 メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。（1 の適用を受ける区域は除く。）</p>			

備考 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による都市計画において定められた地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定により指定された都市計画区域であって同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。